

報告事項No. 10

地方自治法第180条の規定による市長の専決処分の報告について

市長の専決事項の指定について第2項による専決処分

番号	発生局名	専決処分年月日	損害賠償の額	被害者	事件の概要
1	教育委員会	8. 3. 13	円 84,678	有限会社 福一ベーカリー	令和7年10月3日、市立学校の敷地内で、本市職員が草刈り作業中、草刈機によって跳ねた石が、当該敷地内を走行していた被害者所有の小型自動車に当たり、破損させたもの